

平成26年8月 全員協議会

平成26年8月18日（月曜日）

石原 信市郎 議員（福島・みどりの風）



※ [全員協議会について](#)

石原信市郎議員

きょうはいろいろな話があった。大分同じような質問が続いた印象を受けたが、それだけ福島県民が注目している非常に重要な部分だと改めて感じた。

本県を取り巻く状況はいろいろあるが、私が一番心を痛めているのは、原発事故により地域と地域の分断、人と人の分断ができてしまったことである。また、今までなかったことだが、ねたみやそねみなど負の感情が芽生えてしまった。これは大きな課題である。今後何年かかってこれらが解消されていくのか、大変難しい問題だと思っている。

この状況を改善するには、原発事故によって被災した方々に対する完全賠償を一刻も早く終わらせ、新しい人生の再スタートを切ってもらうことである。双葉郡に戻るのか、避難先でそれぞれ再スタートを切るのかはわからないが、そういったことを実現することが大事であり、その大前提はやはり完全賠償をしっかりと行っていくことだと思う。

賠償を進めていく上で原子力損害賠償支援機構は重要な組織であり、ここでは相談業務や東京電力（株）に対する資金援助、負担金の収納業務などを行っているとのことだが、それぞれの業務の中身について詳細を聞く。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

原子力損害賠償支援機構については、8月18日、つまり本日付で法律が一部変わった。議員指摘の損害賠償の仕事は引き続き行い、加えて、福島第一原発の事故炉の廃炉に関して技術的な支援を行う機能を新たに追加している。議員指摘のとおり、これまでは賠償に関する業務と資金の提供が大きな柱だったが、新しく廃炉に関する技術的な支援業務が追加された。

質問の趣旨は賠償の部分を中心と思うので、賠償について述べる。

何よりも東京電力（株）が賠償を行う上で、必要な資金の提供を支援することが一番大きい。具体的には、交付国債と呼ばれる国債を原資にして、東京電力（株）が行う賠償に充てる資金を提供する。

国は東京電力（株）の株式の過半数を持っているため、どのような事業や賠償を行うか、一定程度管理する必要がある。したがって、東京電力（株）と支援機構が一緒になって策定する総合特別事業計画に基づき、賠償資金についても必要額を提供する。

現在、交付国債の発行限度額は9兆円の枠を設定している。これは昨年末に閣議決定されたものであるが、実際の東京電力（株）への資金交付は、枠の中で必要な賠償金額に応じ、申請に基づき交付されている。

石原信市郎議員

そういった役割があると理解したが、その中でも特に親身親切的な損害賠償を実施させ、コスト削減等の経営合理化策もしっかりチェックしていくことを杉山武彦氏（原子力損害賠償支援機構初代理事長）は述べている。この辺についてはどのような取り組みをしているのか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

東京電力（株）が賠償をどのように行うかについては、文部科学省の紛争審査会の考え方がある。一方、議員指摘のとおり、賠償を行う上での姿勢としては、最後の一人まできちんと支払う、迅速で適切な支払いをするなど、東京電力（株）はみずから幾つか宣言して行っている。それを総合特別事業計画の中に明記し、実際に賠償を行うときの東京電力（株）自身が果たしていくべき内容としている。

石原信市郎議員

支援機構は東京電力（株）と一緒に総特別事業計画を策定し、しっかり賠償するよう東京電力（株）を指導しているとのことだが、実際の問題として、この事業計画を策定した後もADRセンター（原子力損害賠償紛争解決センター）の和解案を拒否している実態がある。この辺について、機構はどのような判断、動きをしているのか。また、私は東京電力（株）に対して指導すべきと思うが、見解を聞く。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

私自身は支援機構の人間ではないため、資源エネルギー庁の人間として答弁する。

総合特別事業計画は、まさに東京電力（株）と支援機構が共同で策定し、大臣が認定を行うこととなっている。

今回のADRセンターの和解案については、先ほど来、文部科学省から何度か答弁があったが、まだ和解手続が継続中なので、私からこの部分について述べることは控えたい。ただ、資源エネルギー庁が東京電力（株）から聞いている話では、ADRセンターから提示された和解案に対し、紛争審査会の中間指針で示された賠償に対する考え方と、まさに総合特別事業計画でうたっている和解案の尊重という趣旨を十分踏まえた上で、東京電力（株）として受諾可能なところを回答したということである。

いずれにしても、まだ双方の意見のやりとりなどADRセンターでの手続が継続中と理解しているので、それ以上について述べることは控えたい。

石原信市郎議員

ADRセンターの和解案は、中間指針に基づき、どちらかという最低限の提示をしているものと理解している。しかし、飯館村蔵平地区のケースでは、3つの和解案のうち2つは拒否され、浪江町については、2つの和解案に対し1つは拒否で、もう1つもさらに狭められた東京電力（株）の対応になっているという。

支援機構として、もっとしっかり東京電力（株）を指導すべきであり、所轄官庁である経済産業省もその辺を指導していく必要があると思うが、再度見解を聞く。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

先ほど文部科学省の答弁にあったが、これまで東京電力（株）は、ADRセンターに申し立てられた1万件以上のうち8割以上について、基本的に全部受諾してきている。今回の案件についても、その趣旨や和解案を十分尊重しつつ、可能な限りの受諾できる範囲を回答したと聞いている。

いずれにしても、まだ手続は続いている。和解案の尊重の趣旨を踏まえ、丁寧に対応していくことは必要だと思っております、これは東京電力（株）に対して求めていきたい。

石原信市郎議員

ぜひ申し立て側の立場に立ち、東京電力（株）に接してもらいたい。

中間指針とADRに関しては、先ほどから文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長が一生懸命答弁しているが、和解

案として出されたものは、追補の中でどれだけ取り入れられてきたのか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

繰り返しになるが、基本的にADRセンターの和解仲介は、まず紛争審査会が類型化できる項目や範囲について枠組みを示していく。つまり、「こういうものが損害賠償の対象である」、「内容は大体このようなものである」、「その損害賠償の目安は大体このようなものである」ということを指針として示していく。それに基づき実際に東京電力（株）が支払うときに、当事者同士ではだめな場合、ADRセンターが和解仲介するということである。和解仲介をするADRセンターは指針を踏まえて和解案を提示しており、和解仲介があるからといって、基本的に指針がそれに合わせてできていくという方向性ではない。

ただ、少し趣旨が違うかもしれないが、恐らく被災者にとっては、和解内容は指針とともに貴重な情報であると考えている。指針は一律に賠償するものについて大体の目安として示しているが、実際にADRセンターがどのように和解仲介しているのか、こういう内容であればこういう和解ができるということをはほかの被災者に見てもらふことは、極めて大事なことであり、必要なことだと思っている。そのため、ADRセンターの和解案については、一生懸命公開している。

石原信市郎議員

どうせなら、和解案で互いが納得したものについては、中間指針にどんどん明記していけばよいと思うが、どうか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

これも繰り返しになるが、指針は類型化できるものについて目安を示しているのに対し、和解内容は個別具体的な事情に応じている。普通は和解するので、指針に書かれている目安プラスどれくらいかということになる。

ただ、指針は個別具体的な事情にもきちんと対応するよう示しているが、指針そのものには個別具体的な事例を全て書くことはできない。そこで、どのくらいが適当なのかについては和解仲介の中で判断している。東京電力（株）がのめば和解は成立するが、個別具体的な事例の積み重ねを指針に反映させていくことは、基本的には難しいと思う。

石原信市郎議員

総括次長自身、和解した事例は貴重な情報であり、ほかの被災者に見てもらふことも非常に大事だと述べた。私はそれだけでもよいと思う。なぜなら、東京電力（株）は中間指針に書かれていないから支払わないという態度を一貫してとっている。そういう中で、中間指針に同様のものが明記されていれば、被災者も賠償請求しやすくなり、賠償を受け取れる可能性も高くなってくると思うが、どうか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

紛争審査会が策定する指針は、例えば文部科学省令などの法令、省令のように具体的、技術的な条件等を事細かに書く性格にはなっていない。先ほどから述べているとおり、典型的に示せるものの目安をしっかりと示し、個別具体的に対応できるものはきちんと対応することを指針として明示しており、あとは東京電力（株）と被災者による当事者同士の直接の話し合いによって和解仲介するというものである。個別具体的なものについては、どれだけそれにプラスしていくことができるかということであり、一つ一つ判断されていく枠組みであることを理解願う。

石原信市郎議員

刻一刻と状況は変化している。人の心や県土の情勢も変わってきていることを踏まえれば、中間指針も再度全面的に見直す必要があると思う。紛争審査会の委員は福島に2回来て現地調査しているが、今後はもっと意見を聞いてもらい、そ

れを中間指針に反映してほしいと思うが、今後の取り組みを聞く。

平出孝朗議長

質問時間を過ぎているので、答弁は不要である。